

平成28年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月8日（水曜日）午前9時48分開会

定例議会の告示

八千代町告示第60号

平成28年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月3日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成28年6月8日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	高橋 昇君
会 計 管 理 者	秋葉三佐男君	秘 書 課 長	谷中 聰君

総務課長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税務課長	相田 敏美君	町民課長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農業委員会 事務局長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公民館長兼 生涯学習課長	青木 和男君
給食センター 所長	青木 一樹君	総務課 参事	生井 好雄君
企画財政課 参事	中村 弘君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	補 佐	小林 由実
主 幹	田神 宏道		

議長（大久保 武君） 公私ご多用中のところご参集をくださいませ、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、課長に3名、参事に2名が昇格されましたので、ご紹介いたします。

初めに、産業振興課長、渡辺孝志さんをご紹介いたします。

渡辺孝志さん、登壇願います。

（産業振興課長 渡辺孝志君登壇）

産業振興課長（渡辺孝志君） おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

4月1日の人事異動によりまして産業振興課長を拝命いたしました、若出身の渡辺でございます。町発展のために、しっかりと職務を遂行してまいりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

議長（大久保 武君） 次に、給食センター所長、青木一樹さんをご紹介いたします。

青木一樹さん、登壇願います。

(給食センター所長 青木一樹君登壇)

給食センター所長(青木一樹君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

4月1日付の人事異動によりまして給食センター所長を拝命いたしました、根ノ谷出身、青木一樹と申します。どうぞよろしく願いいたします。まだまだ未熟者ではございますので、皆様方にいろいろご指導いただきながら、これから職務を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長(大久保 武君) 次に、都市建設課参事、木村和則さんをご紹介します。

木村和則さん、登壇願います。

(都市建設課参事 木村和則君登壇)

都市建設課参事(木村和則君) おはようございます。都市建設課参事、木村和則でございます。出身は、西豊田地区の今里行政区になります。

これからも八千代町発展のために、また八千代町民のために頑張る所存でございます。どうぞよろしく願います。

議長(大久保 武君) 次に、生涯学習課参事、宮本克典さんをご紹介します。

宮本克典さん、登壇願います。

(生涯学習課参事 宮本克典君登壇)

生涯学習課参事(宮本克典君) 議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの人事異動によりまして生涯学習課参事を拝命いたしました、大渡戸行政区出身の宮本克典と申します。与えられた職務を全うできますよう、一生懸命職務に精励してまいりますので、議員皆様のご支援、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、簡単ですが、ご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長(大久保 武君) 最後に、議会事務局長、秋葉松男さんをご紹介します。

秋葉松男さん、登壇願います。

(議会事務局長 秋葉松男君登壇)

議会事務局長(秋葉松男君) 改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付人事異動によりまして議会事務局長を拝命いたしました、神山行政区出身の秋葉松男と申します。微力ながら町の発展に貢献できるように、これからも努力して

まいりますので、議員皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 皆さん、これからもより一層、住民サービス向上のために頑張ってください。

参事の皆さんは退場願います。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成28年6月8日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成28年度事業計画及び平成27年度決算に関する報告について

報告第2号 平成27年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第5 議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第6 議案第3号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例
- 日程第8 議案第5号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第7号 町道路線の認定について
議案第8号 町道路線の変更について
- 日程第11 請願上程（常任委員会付託）
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 休会の件
-

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

ここで脱衣を許可いたします。

諸般の報告

議長（大久保 武君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、ご報告いたします。

行政諸般の報告

議長（大久保 武君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） 平成28年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、熊本地震被災地支援について申し上げます。4月に発生いたしました熊本地震により、被災地となった熊本市を支援するため、町職員16名を現地へ派遣することといたしました。1班4名体制で4班に分かれ、5月23日から1週間ずつ、6月18日まで、熊本市東区役所において、罹災証明発行業務などの支援を行ったものであります。

続きまして、八千代町消防団幹部団員の異動についてご報告申し上げます。八千代町消防団幹部団員等の異動がありましたので、別紙によりご報告申し上げます。

続きまして、八千代町行政組織の改編について報告申し上げます。本町の組織機構については、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、平成17年9月に策定されました、八千代町行財政集中改革プランに基づき、その時々々の社会情勢や住民ニーズを勘案しながら組織の改編を進めてまいりました。

しかしながら、近年、本町を含む地方自治体においては、高度化、多様化する住民ニーズや少子高齢化等の社会情勢の急激な変化、地方分権による権限移譲や地方創生における総合戦略の推進など、行政課題が増加しており、行政改革プランに基づく職員数の削減などと相まって、業務の肥大化、煩雑化が顕著となっております。

このような状況のもと、時代の変化や多様な住民ニーズに対応するため、高度化、多様化する事務事業を効率的に推進するとともに、町の重要な政策課題や緊急時の災害対策に、迅速に対応することのできる行政組織体制の強化など必要となっております。

このため、最少の経費、人員で最大の効果が上げられますよう、各組織の連携を強化し、迅速に政策決定のできる、機動性のある組織体制を確立するとともに、職責の明確化や人事評価制度の適切な運用による若手職員の職務能力、意欲を高め、さらなる住民サービスの向上を図るため、役場内部の検討プロジェクトチームを立ち上げまして、部制の導入を柱とする組織機構の見直しについて検討を進めているところでございます。

この組織改編につきましては、部の設置条例等の改正を伴うもので、9月議会定例会におきまして、議案を上程する考えで進めてまいり所存でございますので、議員各位のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第22回八千代町夏まつりの開催についてご報告申し上げます。今年で22回を迎える八千代町夏まつりを、7月30日の土曜日に役場南側駐車場で開催いたします。演目は、みこしとはやしの競演、フラダンス、ソーラン踊り、阿波おどり、ひょっこり踊り、ちんどん演奏、子どもおはやしを実施いたします。また、今回の花火も盛大に打ち上げたいと考えておりますので、ご覧いただくようご案内いたします。

なお、この夏まつりは雨天順延となりますので、7月30日が雨天の場合は翌日の31日に開催いたします。町民のコミュニティーの場として、また地域文化の継承の場として、議員各位におかれましても、ぜひご来場いただくようお願い申し上げます。

続きまして、八千代町プレミアム商品券発行事業の完了についてご報告申し上げます。昨年度、国の交付金事業として実施いたしました、八千代町プレミアム商品券発行事業につきまして、3月31日をもって完了したことをご報告申し上げます。

アンケートによる推計ではございますが、本事業の実施により、新たに約5,400万円の消費を喚起することができました。また、商品券販売額の約7割が地元商店等で利用されておりますので、地元商店等の誘客及び売り上げ増加に貢献できたものと考えております。

続きまして、西山工業団地の都市計画決定についてご報告申し上げます。昨年度より進めてまいりました西山工業団地地区の都市計画につきましては、株式会社エフピコが工場用地として7.5ヘクタールを拡張し操業を開始したことに伴い、拡張部分を既存の市街化区域28.7ヘクタールに編入して工業専用地域に用途指定したものでございます。

また、既存の西山工業団地地区にエフピコの拡張部分を加えたエリア36.2ヘクタールを、工業系の土地利用として規制、誘導するための地区計画を策定いたしました。

いずれも平成27年度中に実施した住民説明会、都市計画案の縦覧、県及び町の都市計画審議会を経まして、平成28年5月16日に都市計画として決定いたしましたものでございます。今後は、適切な土地利用を誘導し、既存企業の良好な操業環境の維持と周辺地域と調和した工業系市街地の形成を図ってまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

続きまして、保留地の販売についてご報告申し上げます。保留地販売については、広報紙、町ホームページ、チラシ、のぼり旗等により実施していただいておりますが、前回の報告から現在までは2区画を販売いたしました。販売面積は421.95平方メートル、金額にして1,031万6,244円であります。なお、現在11区画の保留地を販売中であります。

今後とも保留地の販売を積極的に実施し、区画整理事業を進めてまいります。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙、契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（大久保 武君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大久保 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、3番、大里岳史議員、4番、廣瀬賢一議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（大久保 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

（議会運営委員長 生井和巳君登壇）

議会運営委員長（生井和巳君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る5月27日、執行部から関係課長の出席を求め、平成28年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から15日までの8日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。
議長（大久保 武君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成28年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より15日までの8日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より15日までの8日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より15日までの8日間とすることに決定いたしました。

-
- 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成28年度事業計画及び平成27年度決算に関する報告について
- 報告第2号 平成27年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長(大久保 武君) 日程第3、報告第1号 八千代町土地開発公社平成28年度事業計画及び平成27年度決算に関する報告について、報告第2号 平成27年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について提出されておりますので、ご覧おき願います。

-
- 日程第4 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(大久保 武君) 日程第4、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したものであります。

第4条及び第6条の改正につきましては、審査申し出等に関する内容の整備を行うものであります。

第10条第1項の改正につきましては、地方税法の改正に伴う内容の整備であります。

また、11条第1項及び附則につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、所要の規定を整備するものであります。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成28年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の

承認を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第5、議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町税条例等の一部を改正したものであります。

改正の主な内容を説明申し上げます。まず、町民税関係につきましては、個人及び法人が修正申告し、当初申告による納付すべき税額が増額になった場合、その差額部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するものであります。また、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことにより改正するものであります。

次に、固定資産税関係につきましては、法律改正に合わせて改正する文言の整理によるものであります。

次に、軽自動車税につきましては、グリーン化特例を平成28年4月1日から平成29年4月1日に1年延期するものであります。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成28年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、第2号なのですけれども、第18条の3の中に「軽自動車税」を「種別割」に改めるとありますが、種別割とは何かということをお聞きします。

また、8ページの附則第6条なのですが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということですが、これは確定申告の際の医療費控除とどうかかわりがあるのかお聞きをいたします。

議長（大久保 武君） 相田税務課長。

（税務課長 相田敏美君登壇）

税務課長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えいたします。

軽自動車税の改正内容でありますところでございますが、平成29年4月1日から自動車取得税が廃止されることになっておりまして、軽自動車税に環境性能割を設けることとなります。これに伴いまして、議員からご質疑のありました「軽自動車税」を「種別割」に改正するものでございます。

種別割の内容としましては、改正前の軽自動車税の種別でありました、原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車、三輪及び四輪以上の軽自動車全部を総称することとなります。ですので、まさに軽自動車全般の名称を「種別割」という形で総称するというところでございます。

続きまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ですか、附則の6条の関係でございますけれども、これの確定申告とのかかわりということでございますが、平成30年度から平成34年度までの各年度の個人の市町村民税に限りまして、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般医薬品購入費が1万2,000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っているときには、その超える部分の金額ということで、8万8,000円を限度としまして、総所得金額から控除する医療費控除の特例が設けられることとなります。こちらは、従来の医療費控除の適用を受けた場合は特例が受けられないということになりまして、どちらか一方を選択するような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 以上でよろしいですか。

（「議長、報告だから質疑を許可しなくていいんだよ。報告すれば足りるということで書いてあるのだよ」「報告じゃないです」「議案」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論ありますか。

（「いや、議案というのは、修正可能なものは議案だけど、報告と

書いてあつぺよ。報告すれば足りるということが地方自治法に書いてあるんだから、報告すればいいんだよ。わからねえときだけ聞いただけで、何回も聞く必要はない」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） では、これから議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

(「異議あるって」「それは採決できねえんだって。採決すべき問題じゃねえんだよ、手なんか挙げて。これは報告すれば足りるんだから。報告しっぱなしでいいんだよ」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） では、異議なしと認めます。

よって、議案第2号……

(「おかしいんじゃないですか」「ちょっとは勉強しろよ」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） 反対討論やりますか。

(「いいんだ、聞かねえで。事務局しっかりしろ」「議長、議案だったら採決するべきだと思いますけど」「議案ならば修正可能だし、聞くこともいいけども、報告だからいいんだよ」「議案第2号なんだよ。報告事項じゃないよ」「第2号だつぺよ。報告事項って書いてある」「議案第2号になっているので、それに対しての質疑とか……」「報告すれば足りるということだからいいんだよ」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） では、反対討論ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） では……

(「それをやるのだったら報告じゃなく議案で出せ」「これは議案で出ているじゃないの」「議案じゃねえんだから第2号で」「これはもう一番大切なところで、議案なのか報告なのか。報告と書い

である。報告第2号と。それに質疑したりいろいろやるんだっ
らば議案で出せ」「議長、議案なら議案とはっきり……発言しろよ」
「議長、議案と書いてあります」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） では、5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、この議案第2号
に関して討論をさせていただきたいと思います。

この八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項ではありますけれども、議
案第2号とされております。それで今議長より許可をいただいたわけです。

1つは、行政不服審査法の改正に基づくものであるということです。

2つ目は、軽自動車税関係の改正について、抜本改正が先送りになり、2015年、税率
引き上げ時期が1年延期になっていたものだと思います。バイクにおいては、新旧にか
かわらず2倍ほどの増税になります。また、軽自動車の新車においても、3,600円の値上
げになる内容になっております。延滞税についても14.6%と高い税率になっているなど
大幅庶民増税ですので、この改正案には、専決処分ではありますけれども、反対をいた
したいと思います。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求め
ることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認
を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決
処分事項の承認を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第6、議案第3号 八千代町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご
説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正
する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の
一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。中間所得者層に配慮した国民健康保険税の見直しを図
るため、第2条関係につきましても、基礎課税額を「52万円」から「54万円」、後期高齢
者支援金等課税額を「17万円」から「19万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

第23条についても、減額の上限額を「52万円」から「54万円」に、軽減対象者の増加
を図るため、第1項第2号及び第3号の軽減措置における乗ずるべき金額を、5割軽減
世帯では「26万円」から「26万5,000円」、第3号中の2割軽減世帯では「47万円」から
「49万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

第26条第2項の減免手続につきましても、申請期日を納期限までとし、行政手続におけ
る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人
番号を加えるものであります。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成28年4月1日となるため、3月31日
で専決処分をしたものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます
ようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 議案第3号についての質問をさせていただきたいと思います。

1つは、限度額引き上げによって、増税になる対象世帯数はどのくらいあるのか。もう一つは、現在の滞納者数、滞納世帯数についてお聞きいたします。

議長（大久保 武君） 相田税務課長。

（税務課長 相田敏美君登壇）

税務課長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えいたします。

まず、増税世帯数ということでございますが、データが28年度住民税の確定前でありますので、平成27年度所得をもとに算出した数字でございますが、新たに限度額引き上げにより増税になる世帯数でございますが、限度額超過世帯は17世帯が増税になってまいります。そして、限度額超過世帯数は220世帯になる見込みでございます。

続きましてでございますが、滞納者につきまして、その世帯数ということでございますが、平成27年度の現年課税分でございますが、243世帯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） あとはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論はありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案第3号、国民健康保険税条例の改正案について、専決処分ではありますが、討論をさせていただきたいと思います。

ただいま課長より、今度の限度額の引き上げによって220世帯が超過ということになります。また、滞納世帯数は243世帯ということの報告をいただきました。

高過ぎて払い切れない、これが多くの町民の皆さんの声です。去年は、基礎課税額分、後期高齢者医療支援金など課税額が、去年ですけれども、それぞれ1万円引き上げられました。今年もそれぞれ2万円の引き上げになっております。昨年介護保険も値上がりになりましたが、今年度の場合は現行のままです。合わせて4万円の引き上げになります。限度額85万円から89万円にするものです。後期高齢者支援金が導入された2008年度は限度額68万円でしたが、この8年間で6回も改定され続け、21万円もの引き上げになっております。国言いなりで限度額を引き上げるだけでは、住民負担がふえるばかり

です。

国保の財政難を招いた根本の原因は、国庫支出金の半減にあります。国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と同時に進んだことが、事態を一層深刻にしています。

国は、2018年度をめどに、毎年地方に3,400億円公費投入するとしており、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果だとしています。しかし、当町ではその支援金を一般会計からの繰り入れ削減に行われております。被保険者の負担軽減にこそ使うべきだと思います。また、国保の国庫負担率の引き上げを強く国に求めるべきではないでしょうか。

以上の理由でこの条例改正案には反対いたします。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

議案第3号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第3号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例

議長（大久保 武君） 日程第7、議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法第81条の規定に基づき設置する、不服申し立てにおける諮問機関である行政不服審査会について、既存の情報公開審査会を統合して、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

主な内容といたしましては、審査会の委員については、町長が委嘱したすぐれた識見を有する者5人以内とするもの、また調査審議の手續及び守秘義務についても規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例についての質問をさせていただきたいと思えます。

この議案の2ページから3ページ目のところですが、8条から9条についての8条の4、それから9条2などにあらわされております内容ですが、8条、9条についての中身で、口頭陳述という中身なのですが、書面の審理が原則というふうが変わったということではないのでしょうか、お聞きいたします。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 5番、大久保弘子議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例につきましては、行政不服審査制度ということで、そちらにつきましては税や社会保険、生活保護など、全ての行政分野における行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる制度でございます。

また、情報公開審査会につきましても、町情報公開条例に基づく開示請求への決定に対する不服申し立てについて、実施機関への諮問に応じて調査、審議し答申します委員会となっておりますが、今回、この2つの審査会は、いずれも行政処分に対する不服申し立てや情報公開に関する不服申し立てに対する諮問機関であるということから、この2つの審査会を統合し、八千代町情報公開・行政不服審査会として、組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。

先ほどご質問のありました8条から9条の中で、意見、口頭陳述ということなのです

が、この審査会のほうで不服申し立てをされた方から、意見等を口頭で調査できる機会を設けることができるというような内容になっておりますので、申し立てが書面等でありまして、その中で疑義が生じた場合には、申立人を呼んで、その中で内容の確認をするようなこととなっていると思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大久保 武君） ほかにございますか。

2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 第3条の「審査会は、委員5人以内をもって組織する」というふうな形で、先ほど町長のほうからありました第4条ですか、「委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する」というふうな形で説明を受けたわけですが、どういった形で、また一番最後の4ページ目ですか、この条例は公布した日から施行し、平成28年4月1日から適用するというふうな形になっておりますが、現段階でのこの候補者というのはどういった基準なのか、また個人情報保護条例というふうなこともかかってくる大切なことですから、これを町長のほうから、どういった基準で、またいつまでに決める予定なのかということを質疑いたします。

議長（大久保 武君） 町長ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） では、町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 既に八千代町の公開条例等におかれまして委員が決まっておりますので、行政不服審査会の委員についても同じ5人というものでございます。

議長（大久保 武君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例について討論をさせていただきたいと思ひます。

行政不服審査法の改正に伴うものだと思いますが、改正前の第1条には、「行政庁の違法又は不当な処分、そのほか公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開くことによって、国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」とありますが、今回の行政不服審査法の改正案では、異議申し立てをなくし、審議、審査請求に一本化する。先ほど町長からもありましたが、一元化するお話がありました。一本化することで救済の仕組みが後退しかねないものです。また、審議の迅速化を理由に、書面審理が原則とされ、口頭意見陳述は例外としたり、標準審理期間の設定を新設、また再審査請求の対象を制限するなど、さまざまな制限が行われます。

住民の立場から不利になる条例案ですので、反対をいたします。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第4号 八千代町情報公開・行政不服審査会条例の制定は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（大久保 武君） 日程第8、議案第5号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町医療福祉費支給

に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、少子化対策の充実を図るため、平成28年10月1日から県の医療福祉費助成制度が改正されることに伴い、妊産婦及び小児に係る所得制限を緩和するものであります。

現行の制度における所得制限額については、児童手当特例給付の制限額を準用しており、「所得額393万円に、扶養人数1人につき30万円を加算した額」であります。改正後においては、児童手当の制限額を準用し、「所得額622万円に、扶養人数1人につき38万円を加算した額」とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

議長（大久保 武君） 日程第9、議案第6号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第6号 平成28年度八千代町一般会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,476万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億776万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入については国庫支出金及び繰越金、歳出では民生費及び農林業費であります。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。国庫支出金につきましては、保育対策総合支援事業費補助金及び児童健全育成対策費補助金により780万円を増額いたします。また、繰越金におきましても696万6,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。民生費におきましては、保育所等における保育支援システムの導入や事故予防のカメラ設置費用を支援するため、保育所等業務効率化推進事業費補助金640万円及び子どもの育成支援計画や日々の記録等を作成、管理するためのパソコンやソフトウェアなど購入費用を支援する放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費補助金400万円により、児童福祉総務費1,040万円を増額いたします。

農林業費では、本年1月8日の大雪による被災農業者を支援するため、被害を受けた農業施設の再建、修繕費用に対します補助金として、農業経営体活性化事業費436万6,000円を増額いたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番(宮本直志君) 民生費のほうで今町長から説明があったのですが、もう一度課長に、保育所等業務効率化推進事業費補助金と放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費補助金ということで2つ出ていますが、もう少しちょっとこれを。保育所全部に均等に分けるのか、どういうふうな扱いがなされるのか。血税をいろんなところに出すのかちょっとよくわからないので、ひとつ説明を課長にお願いしたいのです。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） ただいまの宮本議員さんのご質疑につきまして、答弁をさせていただきますと思います。

初めに、保育所等業務効率化推進事業費補助金の内容でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど町長のほうからもございましたとおり、保育所におきますICT化、情報通信技術ですね、こちらを推進しまして、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等におきます事故防止等の体制強化を図る国の補助事業でございます。

具体的には、保育士の負担となっております書類作成業務につきまして、ICT化推進のための保育システム指導計画、そしてまたシフト表の作成などの購入に必要な費用や、事故防止ビデオカメラの導入に伴います軽費を保育所等へ補助するものでございます。こちらの補助率につきましては、国が4分の3、町が4分の1でございます。

そして、議員さんご指摘の歳出の640万円のこちらの積算の基礎につきましては、保育システム導入経費といたしまして、1カ所当たり100万円掛ける6施設。こちらは全部の幼稚園、保育園ではございませんで、5つの保育園プラス幼保連携型の認定こども園が1カ所、合計6施設に対しまして、100万円掛ける6施設で600万円。さらに、ビデオカメラのほうにつきましては、設置経費、こちらが上限額10万円でございますけれども、こちらもやはり手を挙げた施設4施設、40万円というふうなことでございます。

合わせまして、歳出ベースで640万円と、そのような補正予算計上となっております。

続きまして、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費補助金、こちらにつきましては、放課後児童クラブにおきます、やはりICT化を推進しまして、放課後児童支援員の業務の円滑な遂行に資するため、パソコンや周辺機器、そしてまたソフトウェア等を新たに導入する経費に対しましての国の補助事業でございます。補助率につきましては、やはり国が4分の3、町が4分の1でございます。

歳出の400万円の積算につきましては、こちらは放課後児童クラブを実施しております全ての施設、合計8施設になりますけれども、1カ所当たり50万円掛ける8施設で400万円というふうなことになってございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成28年度八千代町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 町道路線の認定について

議案第8号 町道路線の変更について

議長（大久保 武君） 日程第10、議案第7号 町道路線の認定について、議案第8号 町道路線の変更について、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第7号 町道路線の認定について、議案第8号 町道路線の変更についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の認定及び変更につきましては、日野自動車株式会社の敷地拡張に伴うものであります。

認定対象路線につきましては、大字平塚地内の町道3888号線の1路線であります。

次に、変更対象路線は、大字平塚地内、町道3127号線、3128号線、3129号線、3133号線、3134号線、3135号線の6路線であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 町道路線の認定について、議案第8号 町道路線の変更について、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 町道路線の認定について、議案第8号 町道路線の変更について、以上2件は原案のとおり可決されました。

日程第11 請願上程(常任委員会付託)

議長(大久保 武君) 日程第11、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、ご報告いたします。

日程第12 議員派遣の件

議長(大久保 武君) 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり決定いたしました。

日程第13 休会の件

議長(大久保 武君) 日程第13、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす9日より13日までは休会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、あす9日より13日までは休会とすることに決定いたしました。

議長(大久保 武君) 次会は、14日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時58分)